

浦安市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和7年9月12日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 長 野 延 雄

浦安市監査委員 小 林 章 宏

1. 監査の種類等 定期監査
(令和6年4月1日から令和7年2月28日又は令和7年3月31日)

2. 監査対象部課 都市整備部

3. 監査結果公表年月日 令和7年7月8日

4. 監査結果及び措置内容

	指摘・改善事項（課名）	措置の内容
1	年度当初の契約事務において、システム上二重起案を行っている案件があり、結果的には執行残額がある予算科目に対して、配当替えを行っていた。行った事業間配当替については適正な予算執行の状態にするため取消修正を行うとのことであるが、今後は執行状況の確認等適正な予算管理・予算執行に努められたい。 (改善事項：みどり公園課)	当該の契約案件の契約処理解除、および配当替え処理については取消修正を行いました。 また、今後の再発防止策として、適時の執行状況確認について、「歳出予算差引簿」と「執行状況」の両方の帳票により行うことを徹底いたします。